

## ～ 住居確保給付金（家賃補助）のご案内 ～

住居確保給付金（家賃補助）は、離職又は事業を行う個人が当該事業を廃止（以下「離職等」といいます。）したこと、個人の責に帰すべき理由又は都合によらず就業機会等が減少したことにより経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの方の住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としています。

### 1 支給対象者

支給申請時に、次の（1）～（7）すべてに該当される方

(1)	次のいずれかに該当する方  ア 離職等から2年以内であること。 ※ただし、当該期間に、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、当該事情により求職活動を行うことが困難であった日数を2年に加算した期間とするものとし、その加算された期間が4年を超えるときは、4年とします。  イ 個人の責に帰すべき理由又は都合によらず就業機会等が減少したことにより、当該個人の就労状況が離職等の場合と同等程度の状況にあること。 ※雇用で就業している方は本人の責めによらない理由で勤務日数や勤務時間が減少した場合、雇用以外の形態で就業している方は本人の責めによらない理由で就労の機会が大幅に減少した場合で、離職等と同等程度の状況にあることをいいます。
(2)	住居を喪失している方、又は、喪失するおそれがある方 ※賃貸借契約者が申請者又は同居人でない場合は、対象になりません。 ※持ち家の方や生活保護を受給している方は、対象なりません。
(3)	主たる生計維持者であった方で、次のいずれかに該当する方 ※主たる生計維持者ではなかったが、その後離婚等により申請時には主たる生計維持者となっている場合も含みます。 ア (1) アに該当する方は、離職等において、主たる生計維持者であった方 イ (1) イに該当する方は、申請した日の属する月において、主たる生計維持者であった方
(4)	公共職業安定所等に求職申込みを行い、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う方 ※ただし、(1)イの方のうち自営業者（経営改善の意欲がある者）で、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると十分見込まれるものと認められる場合は、受給してから6ヶ月を限度に経営改善のための活動を行うことをもって、常用就職を目指した求職活動に代えることができます。 ※公共職業安定所等とは、公共職業安定所又は地方公共団体の委託を受けて行う無料職業紹介の窓口をいいます。 ※詳しい求職活動要件は、下記「6 受給中に行うべきこと」に記載しています。

(5)	申請日の属する月における、申請者及び申請者と生計を一とする同居の親族（以下「申請者等」といいます。）の収入合計額が下記の収入基準額（基準額+家賃上限額）を満たしている方																																												
	単位：円																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>世帯数</th><th>単身世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人世帯</th><th>7人世帯</th><th>8人世帯</th><th>9人世帯</th><th>10人世帯</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入基準額</td><td>125,000</td><td>179,000</td><td>225,000</td><td>267,000</td><td>308,000</td><td>354,000</td><td>398,000</td><td>434,000</td><td>471,000</td><td>507,000</td></tr> <tr> <td>基準額</td><td>84,000</td><td>130,000</td><td>172,000</td><td>214,000</td><td>255,000</td><td>297,000</td><td>334,000</td><td>370,000</td><td>407,000</td><td>443,000</td></tr> <tr> <td>家賃上限額</td><td>41,000</td><td>49,000</td><td>53,000</td><td>53,000</td><td>53,000</td><td>57,000</td><td>64,000</td><td>64,000</td><td>64,000</td><td>64,000</td></tr> </tbody> </table>	世帯数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯	収入基準額	125,000	179,000	225,000	267,000	308,000	354,000	398,000	434,000	471,000	507,000	基準額	84,000	130,000	172,000	214,000	255,000	297,000	334,000	370,000	407,000	443,000	家賃上限額	41,000	49,000	53,000	53,000	53,000	57,000	64,000	64,000	64,000	64,000
世帯数	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人世帯																																			
収入基準額	125,000	179,000	225,000	267,000	308,000	354,000	398,000	434,000	471,000	507,000																																			
基準額	84,000	130,000	172,000	214,000	255,000	297,000	334,000	370,000	407,000	443,000																																			
家賃上限額	41,000	49,000	53,000	53,000	53,000	57,000	64,000	64,000	64,000	64,000																																			
	※ここでいう収入とは、給与収入の場合は社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）、自営業の場合は事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、その他定期的に支給される雇用保険失業等給付、年金等の公的給付、親族等からの継続的な仕送りも含まれます。																																												
	※定期的に給付される児童扶養手当等各種手当、貸与型・給付型奨学金等の特定の目的のために支給される手当・給付、各種保険金の受取りについては、ここでいう収入には含まれません。																																												
	※2歳以下かつ高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学（大学院及び専門職大学院を除く。）、短期大学、専門職大学、高等専門学校又は専修学校に就学中の子の収入は、ここでいう収入には含まれません。																																												
	※借入金、退職金又は公的給付等のうち臨時的に給付されるものは、ここでいう収入には含まれません。																																												
(6)	申請者等の金融資産（金融資産に対する預貯金、債券、株式、投資信託及び現金）の合計が、次の金額以下であること • 1人世帯 504,000円 • 2人世帯 780,000円 • 3人世帯以上 1,000,000円 ※ここでいう金融資産には、生命保険、個人年金保険等は含まれません。																																												
(7)	申請者等が暴力団員でないこと																																												

※収入額等を確認するために、金融機関等に預貯金調査を実施することがあります。

※延長申請等を行う場合は、再度上記の要件を確認します。

## 2 支給額（月額）

支給額は、賃借する住宅の家賃月額（以下の額を上限）とします。

※共益費、管理費等は支給の対象になりません。

※この支給額（月額）の算定は、支給要件を満たす方に限ります。

単位：円

世帯数	単身世帯	2人世帯	3～5人世帯	6人世帯	7人世帯以上
支給上限額	41,000	49,000	53,000	57,000	64,000

ただし、申請者等の月の世帯収入額が基準額（上記1（5）に記載）を超える場合は、次の数式により算定される額とします。

$$\text{支給月額} = (\text{基準額} + \text{実家賃額}) - \text{月の世帯収入額}$$

なお、家賃額が上限額を超える場合は、上限額で計算します。計算によっては、支給額が家賃の一部となる場合があります。

### 3 支給期間

支給期間は、原則として3か月間です。ただし、下記の要件を満たしていれば、3か月を限度に2回まで延長することができます。

#### (1) 住居確保給付金受給中に、誠実かつ熱心な求職活動を行っていたこと

※ただし、上記1（1）イの方のうち自営業者（経営改善の意欲がある者）で、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると十分見込まれるものと認められる場合は、受給してから6か月を限度に経営改善のための活動を行うことをもって、常用就職を目指した求職活動に代えることができます。

（1回目の延長申請時は代えることができますが、2回目の延長申請時には代えることができません。）

#### (2) 世帯の収入額・預貯金額が一定額以下であり、引き続き受給要件を満たしている方

※いずれも延長申請の時点で、再度、上記1をすべて満たしている必要があります。

### 4 支給方法

住居確保給付金の支給は、原則として、不動産媒介業者等（不動産媒介業者、貸主又は貸主から委託を受けた事業者）の口座へ振り込みとなります。

ただし、貸主等の意向により、賃貸借契約書等において支払方法がクレジットカード払い、納付書払い及び賃貸住宅の賃借人の委託を受けて当該賃借人の家賃の支払いに係る債務を保証する者が申請者等に代わって当該債務を弁済する方法に限定されている場合は、支払方法について区保健福祉センター社会援護課へご相談ください。

### 5 申請方法

住居確保給付金申請書に、次の（1）～（5）の必要書類を添付し、区保健福祉センター社会援護課に提出してください。

また、住居確保給付金の支給申請を行うためには、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業の利用申込みについて、同意を頂く必要があります。自立相談支援事業の利用申込書についても、区保健福祉センター社会援護課窓口で配布していますので、住居確保給付金担当者にお尋ね下さい。

(1)	<b>本人確認書類</b>
	運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券（パスポート）、各種福祉手帳、各種健康保険証、住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍謄本等の写しのいずれかの書類 ※顔写真の無い確認書類の場合、2種類必要です。
(2)	<b>離職関係書類等</b> ア 異職等の場合は、申請日時点で、2年以内に離職等をしたことが確認できる書類の写し ※ただし、上記1（1）アただし書きの申し出があった場合は、疾病、負傷、育児その他やむを得ないと認められる事情により引き続き30日以上求職活動を行うことが困難であった場合は、医師の証明書その他当該事情に該当することの事実を証明することができる書類の写しについても提出してください。

	<p>※確認できる書類がない場合は、区保健福祉センター社会援護課にて「離職状況等に関する申立書」に離職等に関する内容を記載して提出してください。</p> <p>イ 個人の責に帰すべき理由又は都合によらず就業機会等が減少した場合は、当該個人の就労状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し</p> <p>※雇用で就業している方は本人の責めによらない理由で勤務日数や勤務時間が減少した場合、雇用以外の形態で就業している方は本人の責めによらない理由で就労の機会が大幅に減少した場合で、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることをいいます。</p> <p>※確認できる書類がない場合は、区保健福祉センター社会援護課にて「就業機会等の減少に関する申立書」に就業機会等の減少に関する内容を記載して提出してください。</p>
(3)	<p><b>収入関係書類</b></p> <p>申請者等のうち、収入がある方については、収入額が確認できる書類（給与明細書、給与明細書がない場合は給与が振り込まれている通帳、給与台帳）の写し</p>
(4)	<p><b>金融資産関係書類</b></p> <p>申請者等の、申請日における金融機関の通帳等の写し</p>
(5)	<p><b>賃貸借契約書</b></p> <p>申請者等が現在居住する賃貸住宅等の契約書の写し</p>

※書類に不足がある場合は、追加提出のお願いをすることがあります。書類が適切に提出されていない場合は、給付金の支給決定ができないおそれがあるため、適切な提出をお願いします。  
上記3のとおり、延長申請を希望される方は、その時点で上記1に記載されている要件いずれにも該当するときは、住居確保給付金延長申請書に、(1)～(5)を添付し、延長申請をしてください。

## 6 受給中に行うべきこと

受給者は、受給期間中、生活の再建を図るために常用就職に向けた活動又は自立に向けた活動を行い、区保健福祉センター社会援護課へ報告書を提出してください。詳細は以下のとおりです。  
なお、これらの活動を怠った方は、住居確保給付金の支給を中止することがあります。

求職活動要件

受給月数	対象者	求職活動要件	求職活動内容
1か月目 ～ 6か月目	離職等	①②③④⑤	①申請時の公共職業安定所等への求職申込み ②プランに沿った常用就職を目指した求職活動の実施 ③月4回以上の相談支援員との面談等(注3、注4) ④週1回以上の求人先への応募又は求人先の面接(注3) ⑤月2回以上の公共職業安定所等における職業相談等(注3) ⑥申請時の経営相談先への相談申込み ⑦プランに沿った給与以外の業務上の収入を得る機会の増加を図る取組み
	就業機会等の減少(注1) (就労を目指す者)	①②③④⑤	⑧月4回以上の相談支援員との面談等(注4) ⑨月1回以上の自立に向けた活動計画書に基づく取組みの実施 ⑩月1回以上の経営相談先での面接等
	就業機会等の減少(注2) (経営改善を目指す者)	⑥⑦⑧⑨⑩	※⑥～⑩は、令和5年4月から新設
7か月目 ～ 9か月目	離職等	①②③④⑤	
	就業機会等の減少(注1) (就労を目指す者)	①②③④⑤	
	就業機会等の減少(注2) (経営改善を目指す者)	①②③④⑤	

○注1：個人の責に帰すべき理由又は都合によらず就業機会等が減少し、離職又は廃業と同等程度の状況にあること。

○注2：上記1(1)イの方のうち自営業者（経営改善の意欲がある者）で、給与その他の業務上の収入を得る機会が減少し、自立に向けた活動を行うことが自立の促進に資すると十分見込まれるものと認められる場合。

○注3：③④⑤においては、令和5年4月以降、従来の求職活動回数（それぞれ月1回）の緩和措置については廃止とする。

ただし、当初・延長・再延長及び特例再支給（～R5.3.31）のそれぞれの支給期間中に令和5年4月を迎える場合は、当該支給期間の最終月までは経過措置として、緩和措置の適用（③④⑤がそれぞれ月1回）を維持する。

○注4：少なくとも月1回は対面しつつ、残りの3回は電話や郵送等での対応も可能とする。

※公共職業安定所等とは、公共職業安定所又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口をいう。

※経営相談先とは、よろず支援拠点、商工会議所、商工会、自ら無料の経営相談を行う地方公共団体、地方公共団体が認める公的な経営相談先をいう。

## (参考) 経営相談先例

○千葉県よろず支援拠点 (千葉県産業振興センター)	千葉県千葉市美浜区中瀬2-6-1 ワールドビジネスガーデンマリブイースト23階
○千葉商工会議所	千葉県千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階
○千葉県商工会連合会	千葉県千葉市中央区中央4-16-1 建設会館ビル5階
○千葉市土気商工会	千葉県千葉市緑区あすみが丘1-45-3

## 7 住居確保給付金の再支給

住居確保給付金（家賃補助）は、原則として一人1回の受給です。（延長を2回まで行う場合は、これらも含めて合わせて1回と数えます。）

ただし、下記の（1）～（4）の要件に該当する方は、再支給を受けられます。

(1)	住居確保給付金（家賃補助）の支給が終了した月の翌月から起算して、1年を経過している。 ※過去に複数回の支給を受けている場合は、直前の受給終了後をいいます。
(2)	1 支給対象者（1）～（7）すべてに該当している。
(3)	住居確保給付金（家賃補助）の受給期間中または受給終了後に、一度、下記ア～ウのいずれかの状況に至った。 ア 常用就職（期間の定めのない労働契約、または期間の定めが6か月以上の労働契約による就職）をした。 イ 給与が増加し、収入基準額以上の収入を得た月があった。 ウ 自営業による収入が増加し、収入基準額以上の収入を得た月があった。
(4)	（3）の後、再度、下記ア～エのいずれかの状況に至った。 ア 解雇その他就業先の都合による離職をした。 ※「解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいいます。 ※期間の定めのある雇用契約において、あらかじめ更新しない旨が規定されており、雇用契約期間の満了により離職した場合は、「就業先の都合による離職」に該当しません。 ※本人の責に帰すべき理由または都合による解雇や離職は該当しません。 イ 給与が減少した。 ※本人の責に帰すべき理由または都合による給与の減少は該当しません。 ウ 自営業の廃業をした。 ※本人の責に帰すべき理由または都合による廃業は該当しません。 エ 自営業による収入が減少した。 ※本人の責に帰すべき理由または都合による収入減少は該当しません。

## 8 住居確保給付金の徴収

住居確保給付金の申請時に虚偽の申告がある等、不適正受給に該当することが判明した場合は、すでに支払った住居確保給付金を返還してもらいます。

## 9 お問い合わせ先

住居を喪失していて新規に賃貸住宅を賃借する必要がある方は、新規で賃借する住宅が所在する区保健福祉センター社会援護課へ、住居を喪失するおそれのある方は、現在お住まいの住居が所在する区保健福祉センター社会援護課へお問い合わせ下さい。

不明な点がありましたら、お住まいの区保健福祉センター社会援護課にご相談ください。

中央保健福祉センター社会援護第一課 043-221-2147

花見川保健福祉センター社会援護課 043-275-6416

稻毛保健福祉センター社会援護課 043-284-6135

若葉保健福祉センター社会援護第一課 043-233-8148

緑保健福祉センター社会援護課 043-292-8135

美浜保健福祉センター社会援護課 043-270-3148

